

## Chapter 1

# 生涯学習の振興と社会教育行政

～社会教育をめぐる新しい動向を踏まえて～

八洲学園大学長  
山本恒夫

## 1 教育基本法の改正（平成18年12月）

### 第3条「生涯学習の理念」

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

## 生涯学習の理念

→ 生涯学習社会の実現を目指す

学習することができ、その成果を適切に  
生かすことのできる社会の実現

→ 学習成果の活用

→ そのためには学習成果を示す資料  
としての認定・認証が必要

1999年のケルン・サミットのケルン憲章、  
2000年の東京・G8教育大臣会議議長サマリー

→ 生涯学習は社会における流動性へのパスポート

## その他の教育基本法改正

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

**第十三条** 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(家庭教育)

**第十条** 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

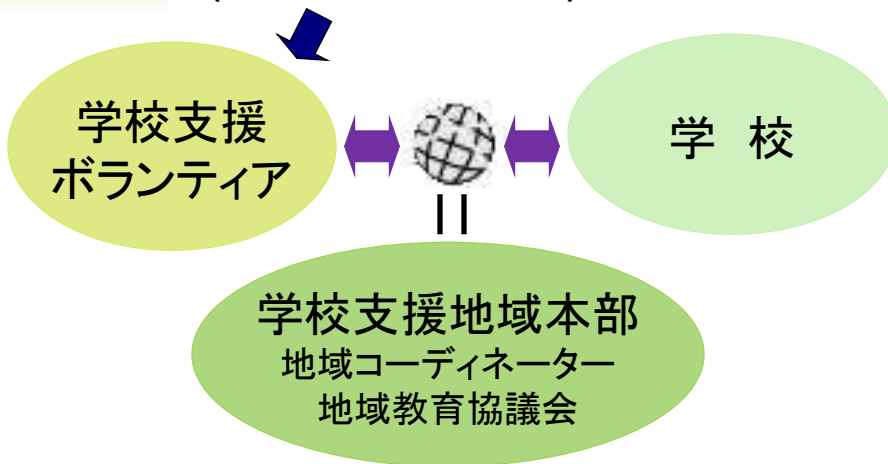
(社会教育)

**第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

例 教育振興基本計画:「学校支援地域本部」

地域の人々  
(教育支援に関心のある人)



## 2 中央教育審議会(答申)「新しい時代を拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月)

教育基本法「生涯学習の理念」(第3条)を受けた最初の生涯学習に関する答申

知の循環型社会の構築を目指すという、今後の生涯学習振興方策の基本的方向を指し示す答申

### 【答申ポイント1】 社会全体の教育力向上の必要性

- ◎ それぞれの地域社会には、様々な学習活動に関係する学校、家庭、社会教育団体、地域において活動する企業、NPO等が存在し、社会教育の充実に貢献してきているが、今後はそれぞれがその役割に応じて共通の地域の目標を共有することが求められる。
- ◎ 行政は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設をこれまで以上に活性化し、様々な教育課題や行政課題について新たな学習機会を提供するとともに、NPO等との一層の連携を図ることが望まれる。

## 【答申ポイント2】

### 国民が生涯にわたって行う学習活動の支援の要請

生涯学習社会の実現の必要性・重要性がますます高まっている。

(総合的な「知」が求められる時代)

急速な科学技術の高度化や情報化等により、新しい知識が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で基盤となり重要性を増す「知識基盤社会 (knowledge-based society)」の時代。

→ 狭義の知識や技能のみならず、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、身に付けた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力及び他者との関係を築く力等、豊かな人間性を含む総合的な「知」が必要。

(多様な学習機会の提供

及び再チャレンジが可能な環境の整備)

国民一人一人が生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していくことができるよう、いつでも「学び直し」や新たな学びへの挑戦、さらにはそれらにより得られた学習成果を生かすことが可能な環境整備。

(学習成果の評価の社会的通用性の向上)

国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには学習成果を適切に評価する仕組みの構築が必要。

既存の学習成果の評価に関して、その社会的通用性の向上を図るべき。

民間で行われている教育サービスの質の保証や評価の在り方についての検討の必要性がいわれ、特に対象がはっきりしている検定試験で、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが提言されている。

民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保する仕組み

検定試験の評価の在り方に関する有識者会議  
『検定試験の評価ガイドライン(試案)』について(これまでの検討の整理)  
(平成20年10月)

### 3 社会教育法・図書館法・博物館法の改正 (平成20年6月)

教育基本法の改正(平成18年12月)を受けて、中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月)で法改正が提言された。

#### 社会教育三法の改正

教育基本法の「生涯学習の理念」(第3条・新設)、社会教育(第12条・改正)、家庭教育(第10条・新設)、学校・家庭・地域の連携(第13条・新設)についての条文に基づいている。

## 社会教育法

(市町村の教育委員会の事務)

**第五条** 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

**十** 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。(新設)

**十五** 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。(新設)

**十六** 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。(新設)

学習成果の活用機会を提供する事業の実施及びその奨励は、図書館法第3条、博物館法第3条にも同様のことが入っている。